2020年３月19日

東京都教育委員会教育長　　藤田　裕司　殿

「日の丸・君が代」不当処分撤回を求める被処分者の会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事務局長　近藤　徹

**「懲戒処分歴がある職員に対する事前通告」に関する質問及び要請**

2020年1月21日、電子媒体（以下、メール）での標記「通告」が都立高校再任用職員Ａさんに対し、所属校校長より告知され、また今年度末をもって定年退職予定で再任用職員としての採用決定を受けていた都立高校教員Ｂさんに対しても、1月23日所属校校長より、同様の「通告」がなされた。Ａさんに対しては昨年1月に続く２度目の「通告」である。

　本会は昨年３月12日、この件に関して事実の解明と「通告」の撤回、謝罪を要求して「『懲戒処分歴がある職員に対する事前通告』についての質問及び申入れ」（質問及び申入れ）を行ったところ、３月22日東京都教育庁総務部教育情報課長中西正樹名義の回答（３／22回答）を受け取った**。**回答の内容は要求項目の一部についてのみ答えて、「撤回・謝罪」を拒否する不当なものであった。それ以後、今年１月にはＡさんから所属校校長を通じての要望書も提出されているにもかかわらず、その要望書への回答以前に、上記２名に対し昨年同様の「通告」を告知したことに厳しく抗議し、改めて事実の解明と「通告」の撤回・謝罪を要求する。

都教委の無責任、かつ「日の丸・君が代」被処分者に対する悪質な攻撃・ハラスメントである「通告」について昨年３月12日付の「質問及び申入れ」と重複する点もあるが、問題点を指摘し回答を要求する。

**１．メールという形式での「通告」の問題点、**

①　「通告」は官公庁の発信したメールであるにもかかわらず、「文書として渡すことはできない」とされ、「通告」された本人は「読み上げられた内容を書き写す」のみで、「通告」の正確な文言、発信日時、名宛人、発信責任者、メール作成等の実務担当者・問い合わせ先等について、紙媒体の文書としては一切確認できない。

➁　個人の身分・労働権に関わる極めて重大な「通告」をメールで行い「文書として渡すことはできない」との対応は行政としての最低限の手続き・ルールさえ踏もうとせず、教職員の身分的保障・権利をないがしろにする暴挙であり、到底看過し難い。

③　しかもメールは発信後の意図的な修正・改竄・削除などにより「通告」内容の改変、あるいは「通告」の存在自体の否定などの操作が可能となる媒体であり、「通告」それ自体の手続的正当性に疑義がある。

**２．「通告」内容の問題点**

①　「再任用職員は…採用にあたっては定年退職前の懲戒処分を含め…」と、ことさらに懲戒処分を強調し、再任用制度導入の本来の趣旨については無視ないし触れていない。

②　「あなたは…戒告の処分を受けました。このことを踏まえると、再任用職員としての資質に欠けるものがあると見受けられます…」と、卒業式での不起立による「戒告の処分」と「再任用職員としての資質」という本来無関係な事項を無媒介に結び付け、予断と偏見、悪意と憶測による決めつけをしている。

③　そのことを理由として、「公的年金が支給される年度への任期の更新となる際には、あなたは懲戒処

　分歴があることから、任期を更新しない…。また非常勤教員選考においても、…採用しない…。」と一

方的に再任用職員・非常勤教員への不採用を「通告」している。このことは、再任用制度導入の趣旨

　と職員の継続採用への期待権を否定し、労働権、生活権を侵害することに他ならない。

**以上を踏まえ、改めて以下の質問及び要請をする。誠実に回答されたい。**

１．①メールという形式での「通告」の問題点、手続的不当性を認めよ。

②「通告」を紙媒体の文書で示し、③「通告」発出の理由、④正確な文言、⑤発信日時、⑥「通告」の名宛人、⑦発信責任者、⑧メール作成等の実務担当者・問い合わせ先を明らかせよ。

　　　 なお、３／22回答における「正確な文言」についての「…書き写した内容と趣旨は相違していません」との回答は質問に正対しておらず、また「名宛人」についての「都立美原高等学校長」との回答は「通告」中の「あなた」と矛盾していることを付言して、3／22回答の不十分さを精査し、誠実に回答するよう改めて要請する。

２．選考課長は退職教員の知識・経験の活用という再任用制度の意義・趣旨に反するこの「通告」をどう考えているのか、回答せよ。

３．選考課長は不起立による「戒告の処分」と本来無関係な「再任用職員としての資質」を無媒介に結び付け、Ａさん、Ｂさんを「…再任用職員としての資質に欠ける」と結論付けた理由・根拠を明らかにせよ。

４．退職教職員の期待権や労働権を前提とし、年度単位で勤務成績、校長の推薦書・業績評価等を踏まえて契約を更新する再任用制度の手続きに反し、選考課長が数年も先の「公的年金が支給される年度への任期の更新となる際」の不更新／不採用を「通告」する根拠・理由は何か、明らかにせよ。

５．選考課長は、これまで「10.23通達」関連の被処分者で再任用された方に、この種の「通告」をしなかったにもかかわらず、Ａさん、Ｂさんに「通告」したのはなぜか、答えよ。

６．Ａさんに対しては昨年に続く２度目の「通告」である。本人から要請書が提出されているにもかかわらず、それに回答することもなく、再度「通告」をした理由は何か。またＡさんの要望書への回答はいつするのか、予定を明らかにせよ。

７．人事部長及び発信責任者である選考課長は「通告」を撤回し、該当者Ａさん、Ｂさんに直接謝罪せよ。

**＜連絡先＞　本会事務局長　近藤　徹**

**＜回答期限＞　2020年３月30日（月）。上記近藤までにＦＡＸ及び文書で回答すること。**